

練馬光が丘病院跡施設活用検討会議の設置について

1 設置目的

令和4年10月に移転する練馬光が丘病院跡施設の有効活用について検討するため、練馬光が丘病院跡施設検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 役割

検討会議は、つぎに掲げる事項について検討し、「検討会議報告書」をまとめ、区長に報告する。委員は、練馬区民全体の視点に立ち、公平・公正の観点で発言するとともに、多角的な議論を行う。

- (1) 区民ニーズを踏まえた跡施設活用策
- (2) 活用にあたって整理が必要な事項
- (3) その他区長が必要と認める事項

3 組織

検討会議の委員は、つぎに掲げる者をもって構成する。

- (1) 有識者
- (2) 地元関係者
- (3) 公募する区民

4 任期

委員の任期は、委員の委嘱をした日から区長に報告書を提出する日までとする。

5 会長および副会長

検討会議に会長および副会長をおき、有識者のうちから委員の互選により選出する。

会長は、検討会議を主宰し、検討会議を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事および事務局

検討会議に幹事を置く。幹事は、練馬区企画部長および関係する部長とする。事務局は、練馬区企画部企画課に置く。また、検討内容に応じて、関係課長が出席する。

練馬光が丘病院跡施設活用検討会議の運営について(案)

1 資料の作成・配付

会議の資料は、区（事務局）が案を作成し、会長に確認の上、事前に委員へ送付することを原則とする。

2 会議の公開

(1) 「練馬区区政推進基本条例」第21条および「練馬区情報公開条例」第24条に基づき、会議は原則として公開する。

(2) 開催日時を事前に練馬区ホームページで公表する。

(3) 会場の状況に応じて、可能な範囲で傍聴できるようにする。

(4) 検討状況を、区ホームページ等を通じて、随時、区民に公開する。

ホームページには、会議の記録（議事概要）や会議資料のほか、必要に応じて推進会議の状況を伝えるため写真等を掲載する。

3 ホームページでの公開

(1) 会議で配付した資料について

会議終了後、区ホームページ「練馬光が丘病院跡施設活用検討会議」内に掲載する。

(2) 議事概要について

以下の手順で各委員に内容を確認していただき、区ホームページに掲載する。

① 開催終了後、2週間程度のちに各委員に議事概要（案）を送付

② 修正等が必要な場合、1週間から10日程度で設定する期限までに、メール・FAX等により事務局へ連絡

③ 修正連絡をふまえ、議事概要を確定して、区ホームページに掲載

(3) 各委員の氏名について

① 出席した委員の氏名を記載する。

② 議事概要（案）の段階では、発言内容を確認していただくために委員名を記載する。

内容が確定し区ホームページに掲載する際に、委員名を削除する。

【事務局】 練馬区 企画部 企画課 企画担当係

電話：03-5984-2448（直通）

F A X: 03-3993-1195

Mail : KIKAKU03@city.nerima.tokyo.jp

練馬区政推進基本条例（抄）

平成22年12月16日
条例第45号

（附属機関等の会議の公開等）

第21条 附属機関、附属機関に準ずる懇談会、協議会等（以下「附属機関等」という。）は、原則としてその会議を公開する。

2 執行機関は、附属機関等の設置目的に応じて、附属機関等の委員に区民等が参加・参画する機会を設けるものとする。

練馬区情報公開条例（抄）

平成13年10月22日
条例第61号

（会議の公開）

第24条 地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく附属機関その他これに類するもの（以下「附属機関等」という。）は、つぎに掲げる場合を除き、その会議を公開するものとする。

- (1) 法令等の規定により会議を公開することができないとされている場合
- (2) 非公開情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、附属機関等が会議の公開を不相当と認めた場合

区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（抄）

平成14年3月14日
練総情発第150号

（会議の公開の原則）

第13条 附属機関等は、つぎに掲げる場合を除き、その会議を原則として公開するものとする。

- (1) 法令等の規定により会議を公開することができないとされている場合
 - (2) 条例第7条各号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合
 - (3) 会議を公開することにより、各委員の自由な発言と意見交換に支障を来すなど、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じることが明らかであると認めた場合
- 2 附属機関等は、会議を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。